

# 師範学校令期における修身

その学的性格をめぐって

The curriculum of moral teacher training course  
at Normal School in “Shihan Gakkou Rei (1886-1897)”

江島 顕一

Kenichi Eshima

**Abstract** *This paper aims to clarify the curriculum of moral teacher training course at Normal School in “Shihan Gakkou Rei (1886-1897)”. In this period, initially, there was the subject of “Rinri”, which required the essential research of morals in the east and the west. When “Kyouiku-Tyokugo” was promulgated in 1890, however, its name changed to “Syushin” and its content included consideration of moral and its teaching methods. Thus, this article examines the difference between “Rinri” and “Syushin” of academic characteristic.*

キーワード：修身、師範学校令、師範教育、教育勅語

## はじめに — 問題の所在

従来、修身に関する研究は、初等教育におけるそれが主たる対象とされ、とりわけそこで使用された教科書に関する述作は数多く蓄積されてきた<sup>1)</sup>。もっとも、修身の総合的な実態に関しては、未開拓の領域も少なくないことから、その全体像を探究する上での基礎的な史資料の整理が近年行われている<sup>2)</sup>。そして、道徳の教科化の議論が起り、「特別の教科 道徳」が成立した昨今では、これまでの修身の教科書の種類や内容に関する研究から、実際にそれがどのように活用されて授業が展開されていたのかという修身の指導法や授業論に関する研究が現れるようになっている<sup>3)</sup>。しかし、そうした初等教育において修身を担う教員がどのように養成されていたのか、という点については、未だ本格的な研究はなされていない状況にある。とはいえこの点は、より多角的な意味での修身の総合的な実態を究明する上でも、また今日の「考え、議論する道徳」を実践し得る教員養成やその教育課程の在

1) 代表的な研究として、海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第1・2・3巻（修身（一）・（二）・（三））、講談社、1961-1962年、仲新『近代教科書の成立』大日本雄弁会講談社、1949年、唐澤富太郎『教科書の歴史 — 教科書と日本人の形成』創文社、1956年、中村紀久二『復刻 国定修身教科書 解説』大空社、1990年等がある。

2) 貝塚茂樹監修『文献資料集成 日本道徳教育論争史』第I・II期、各期5巻、日本図書センター、2012-2013年。

りようを吟味していく上でも極めて重要であると考ええる。

そこで本稿では、「わが国の師範教育制度はここにはじめて整備への第一歩を踏みだした」<sup>4)</sup>といわれる「師範学校令」の公布から、「教育勅語」の発布を経て、「師範教育令」の公布前までの間の師範学校の修身に関わる教育課程が、教育政策及び師範学校の改革などの中でどのような変遷を辿っていったのかを明らかにする<sup>5)</sup>。具体的には、「師範学校令」期に小学校教員の養成を担った尋常師範学校の教育課程において存在した「倫理」という学科が、「教育勅語」の発布を契機に「修身」へと転換される要因や、両者の学科の教育内容と特質、そしてその学的性格について考察を加える。

## 1. 「師範学校令」の公布と尋常師範学校の教育課程

### (1) 「師範学校令」の公布

1886（明治19）年4月、「師範学校令」が公布された。1872（明治5）年、「学制」の発布に伴い設置された師範学校は、その後地方にも設置されるものの、財政的な理由により廃校に追い込まれたが、「改正教育令」期には各府県に設置すべきことが規定された。1881（明治14）年に「師範学校教則大綱」が制定されたことにより各府県の教則が統一され、「再改正教育令」期に至って教員免許状制度が整備される等、わが国の師範学校制度と教員養成制度は徐々に構築されていった。

そして、諸学校の単一法令の一つとして出された「師範学校令」によって、師範学校制度は確立へと向かうこととなった。その第1条には、「師範学校ハ教員トナルヘキモノヲ養成スル所トス」<sup>6)</sup>と記されるとともに、「但生徒ヲシテ順良信愛威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス」<sup>7)</sup>と示された。但し書きのいわゆる三氣質は、初代文部大臣に就任した森有礼の国家主義的教育観に基づく教師観が反映されたものであった<sup>8)</sup>。森は、普通教育の正否は教員にかかっており、普通教育の正否は国家の盛衰に関わるかとの認識から、教員養成を担う師範学校に大きな期待を寄せた。そして師範学校では単に知識技術を教授するだけではなく、善良な

3) 例えば、渡辺かよ子「小学校における道徳指導法の探究——大正期の師範学校附属小学校での修身科の実践より」『学び舎 教職課程研究』第12号、2016年、瀬川大「明治後期における中学校修身教授法に関する論議——現代における道徳教育の方法論を考えるための手がかりとして」『学習院大学文学部研究年報』第56号、2009年等。なお、その先駆として、麻生千明の一連の研究が挙げられる。例えば、「森文政期における修身科口授法の採用とその教育観的背景——実物・教具としての教科書観と「儀範」としての教師観」『弘前学院大学・弘前学院短期大学紀要』第20号、1984年。

4) 文部省『学制百年史』帝国地方行政学会、1972年、376-377頁。

5) なお本稿は、日本弘道会・日本道徳教育学会編『近代日本における修身教育の歴史的研究——戦後の道徳教育までを視野に入れて』2015年所収の藤田祐介「師範学校における修身教育」（平成22年度第一章第四節、第二章第五節、第三章第四節）に多くの示唆を得ていることを明記しておく。

6) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第3巻、教育資料調査会、1964年、497頁（以下『発達史』と略記）。なお、資料の引用に際して、適宜旧字体は新字体に改めるなどの改変を施した（以下同じ）。

7) 『発達史』第3巻、497頁。

8) 森のいう三氣質の内実については、例えば水原克敏「近代日本教員養成史研究——教育者精神主義の確立過程」風間書房、1990年の「第三部 三氣質主義教員養成の改革」を参照されたい。

る人物を養成することに主眼を置くべきとして、三気質を涵養するために兵式体操や全寮生の寄宿舎を導入した。

第2条では、「師範学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス高等師範学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス」<sup>9)</sup>と記されたように、師範学校は高等・尋常の2種とされ、第3条で高等師範学校は東京に1校、尋常師範学校は各府県に1校を設けることとされ、第4条で高等師範学校の経費が国庫より、尋常師範学校の経費が地方税によるものとされた<sup>10)</sup>。

## (2) 「尋常師範学校ノ学科及其程度」と「倫理」

こうした「師範学校令」に基づいて、1886(明治19)年5月、「尋常師範学校ノ学科及其程度」が定められた。その第1条には、「尋常師範学校ノ学科ハ倫理教育国語漢文英語数学簿記地理歴史博物物理化学農業手工家事習字図画音楽体操トス農業手工及兵式体操ハ男生徒ニ課シ家事ハ女生徒ニ課ス」<sup>11)</sup>と学科目が記されている。

「師範学校令」とともに公布された「小学校令」に基づく「小学校ノ学科及其程度」では従前と同じく筆頭の学科として「修身」が挙げられていたが<sup>12)</sup>、このように尋常師範学校の学科には「修身」という名称の学科はなく、関連する学科として「倫理」があった。

そして、第2条では各学科の内容が示され、「倫理」は「人倫道德ノ要旨」<sup>13)</sup>と記されていた。さらに、第3条では尋常師範学校の修業年限が4年、授業時限が1年40週の1週34時以上とされ、第5条において各学科の授業時間の配当が示され、「倫理」は全学年「一」とされていた<sup>14)</sup>。また、「倫理」に続いて挙げられた「教育」は「総論智育德育体育ノ理学校ノ設置編制管理ノ方法本邦教育史外国教育史ノ概略教授ノ原理各学科ノ教授法及実地授業」<sup>15)</sup>と記され、教育学の原理や概論に加えて「各学科ノ教授法及実地授業」を授けることとされており、授業時間は1年次がなく、2年次が「二」、3年次が「八」、4年次が「四」と「二八」であった<sup>16)</sup>。

「師範学校令」の第12条では、「師範学校ノ学科及其程度並教科書ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル」<sup>17)</sup>とされており、「教科書」については、1886(明治19)年7月、文部省から訓令が出され、尋常師範学校で採用すべき図書が示された。そこで「倫理」において挙げられていたのは、「フランク修身原論 河津祐之訳」「道義学 刊

9) 『発達史』第3巻、497頁。

10) 『発達史』第3巻、497頁。なお、本稿では小学校の教員養成を主に担った尋常師範学校の教育課程に焦点を当てるため、中等学校の教員養成を主に担った高等師範学校の教育課程の実態については関連部分の言及に留めることとする。

11) 『発達史』第3巻、498頁。

12) 「小学校ノ学科及其程度」にて示された学科目は尋常小学校が「修身読書作文習字算術体操トス土地ノ情況ニ因テハ図画唱歌」であり、高等小学校が「修身読書作文習字算術地理歴史理科図画唱歌体操裁縫女児トス土地ノ情況ニ因テハ英語農業手工商業ノ一科」であった。

13) 『発達史』第3巻、498頁。

14) 『発達史』第3巻、501頁。

15) 『発達史』第3巻、499頁。

16) 『発達史』第3巻、501頁。なお、授業時間の配当は、4年次のみ「第四年期ハ其学級ヲ二分シ交互輪換シテ其一部ハ学業ヲ修メ他ノ一部ハ実地授業ニ就クヘキモノトス」とされていた。

17) 『発達史』第3巻、497頁。

行中 ベイン著 福富孝季訳「論語 朱熹集注」「中庸 朱熹章句」「大学 朱熹章句」「小学 朱熹編」「孝経 孔安国伝」の7種であった<sup>18)</sup>。

例えば、ここで筆頭に挙げられている「フランク修身原論 河津祐之訳」は、1884（明治17）年6月に文部省編集局から印行されており、「例言」には本書の原本が1878年に出版されたフランスのフランクによる「エレマン、ド、モラル」であり、「修身の道」を論じたものであると記されている。本書の構成は、「総論 修身学ノ注釈及ヒ区分」「前編 修身ニ属スル靈魂学」「正編 修身学本部」であり、「正編」では「社会修身学」として、個人が家族や他者、国家さらには万物に対して負う義務が論じられている<sup>19)</sup>。なお、ベインの『道義学』は「刊行中」とあるが、刊行準備中という意味であり、この時点で刊行されていなかった<sup>20)</sup>。

このように「倫理」では、2種の欧米の翻訳書と5種の儒教の経書が教科書として指定されていたが、まさに学科名が表すように、東西の倫理思想の原理や本質を学習する図書であった<sup>21)</sup>。

なお、「各学科ノ教授法」を授けることとなっていた「教育」には12種の図書が挙げられたが、この中で注目に値するのが、「改正教授術 若林虎三郎 白井毅編纂」である<sup>22)</sup>。本書は、いわゆる「開発主義」に基づく当時を代表する教授法に関する著作であったが<sup>23)</sup>、あらゆる学科の教授法が記されており、第1巻の筆頭には「修身課」が置かれている。「第一 緒言」では、「児童ノ道德ヲ改良スルニハ教訓ト模範ト練習トヲ要スルモノナリ」<sup>24)</sup>として、教訓は仁義五常の道を説き、修身に関わる知識を授け、模範は教師自ら品行を修めて生徒に教える行儀であり、練習とは教訓と模範に従って実践させ、習慣化させることであると示されている<sup>25)</sup>。

18) 『発達史』第3巻、698頁。

19) フランク著、河津祐之訳『修身原論』文部省編集局、1884年。

20) なお、本書が教科書として挙げられた背景には、森文相とベインに面識があったことやお雇い外国人のウォルター・デニングの影響があったという。田中智子『『倫理書』編纂事業の再検討——森有礼文政期理解への一助として』『教育史フォーラム』第8号、2013年、25-26頁。

21) なお、この7種以外にこれ以降いくつかの著作、翻訳書が「倫理」の教科書になったという。例えば、井上円了『倫理通論』（普及社、1887年）『布氏道德学』（フリッケ著、松田正之訳、牧野書房、1888年（訂正再版））文部省『倫理書』（1888年）。この中で後者の2著を取り上げて検討をしたものに、林子博「森文政期における「倫理」と「道德」のあいだ——『倫理書』と『布氏道德学』を手がかりに」『教育学研究』第80巻第4号、2013年がある。これらの著作、翻訳書は「倫理」「道德」の概念上の規定や相違について述べられており、本稿にとっても非常に示唆的であるが、紙幅の関係上、本稿ではその内容分析までは立ち入らず、これらが少なくとも教科書として十分な影響力を持ち得なかったことと小学校の「修身」の指導法に関する内容を主眼としたものではなかったことを指摘するに留めたい。

22) 『発達史』第3巻、698-699頁。その他の「教育」において挙げられていた図書は、「教育学 伊沢修二著」「教育新論 高嶺秀夫訳」「小学教育新篇 西村貞訳述」「訳註如氏教育学 有賀長雄訳」「学校通論 箕作麟祥訳」「学校管理法 伊沢修二著」「学校管理法 ジョセフランドン原著 外山正一訳補」「日本教育史略 大槻修二編 那珂通高訂」「巴氏教育史 刊行中 平山成信訳」「平民学校論略 村岡範為訳」「幼稚園記 関信三訳」。

23) わが国における「開発主義」教授理論の導入と展開については、稲垣忠彦『明治教授理論史研究——公教育教授定型の形成』評論社、1966年の「第一部 「開発主義」教授理論の史的考察」を参照されたい。

24) 若林虎三郎・白井毅編『改正教授術』第1巻、普及舎、1884年、7頁。

25) こうした「開発主義」の当時の実際の修身教授への影響の一端については、江島顕一「廣池千九郎の道德教育論に関する一考察——中津・下毛における教員時代に焦点を当てて」『道德と教育』第329号、2011年を参照されたい。

「第二 教師ノ注意」では生徒の感動を喚起させるための注意点が挙げられ、説話や言語の選択には留意することが記されている<sup>26)</sup>。「第三 順序方法」では、「第一歩」として、説話を主として格言を暗唱させることを目的に、説話の内容を生徒の日常に関連させて、具体的には正直、親切、慈恵、中庸、改過、遵約、従順、勉強、報恩を開発すべきとしている<sup>27)</sup>。「第二歩」として、聖賢の格言を主として講論して、特に孝行、友愛、信義、尊王、愛国を教授することとしている<sup>28)</sup>。そしていずれにも、教授法の具体案がいくつも示されており、授業のねらいや発問の内容、生徒との問答例などが詳しく記されている。

このように『改正教授術』の内容からすると、「教育」は小学校の「修身」の指導法の学習を一部担う学科であったといえる。しかし、当時の小学校の「修身」が「小学校ノ学科及其程度」において「小学校ニ於テハ内外古今人士ノ善良ノ言行ニ就キ児童ニ適切ニシテ且理會シ易キ簡易ナル事柄ヲ談話シ日常ノ作法ヲ教ヘ教員身自ラ言行ノ模範トナリ児童ヲシテ善ク之ニ習ハシムルヲ以テ專要トス」<sup>29)</sup>と規定されていたことからすれば、『改正教授術』で示された教授法が必ずしも直接対応する内容ではなかったことには留意が必要である。

このように「尋常師範学校ノ学科及其程度」では、「倫理」が東西道德の原理を、「教育」が小学校の「修身」の教授法をも学習する内容で、ある意味では理論と実践が切り分けられた学科構成となっていた。こうした師範学校と小学校の学科目名称の不一致や教育内容の未接続は、「尋常師範学校ノ学科及其程度」がそもそも小学校の学科とその内容に対応させて作成されたものではなく、教員としての資質、能力の形成に必要とされる学科目という観点から構成されたという理由によるものであった<sup>30)</sup>。

しかし、こうした「倫理」の在り方や尋常師範学校の教育課程については、後述するように、その後様々な批判に晒されていくことになるのであった。

## 2. 「教育勅語」の発布と尋常師範学校の教育課程の改訂

### (1) 師範教育への批判

1890（明治23）年2月、地方官会議は「徳育涵養ノ義ニ付建議」を内閣に提出した。この建議は「普通教育ノ要ハ主トシテ国民タルノ徳性ヲ涵養シ智識芸術ヲ修メシムルニ在リ然ルニ現行ノ学制ニ依レハ智育ヲ主トシテ専ラ芸術智識ノミヲ進ムル

26) 前掲『改正教授術』第1巻、9頁。

27) 前掲『改正教授術』第1巻、9-10頁。

28) 前掲『改正教授術』第1巻、18頁。

29) 『発達史』第3巻、40頁。

30) 中島太郎編『教員養成の研究』第一法規出版、1961年、133頁。なお、1886（明治19）年10月、「高等師範学校ノ学科及其程度」が定められた。高等師範学校の教育課程においては、尋常師範学校と同様に「修身」という学科はなく、男子は理化、博物、文学科の3学科に共通して「教育学」と「倫理学」があり、その内容は「教育汎論 教授汎論 教授各論 教育史 批評及実地練習 人倫道德ノ要旨」であった。女子は「倫理」が「人倫道德ノ要旨」、「教育」が「総論 智徳徳育体育ノ理 学校管理法 教授法 教育史 批評及実地授業」であった。

コトヲ勉メ德育ノ一点ニ於テハ全ク欠クル所アルカ如シ<sup>31)</sup>との文言から始まり、こうした知育重視、德育軽視の結果少年から青年までが軽躁浮薄になったため、「我国固有ノ倫理ノ教アリ故ニ我国德育ノ主義ヲ定メント欲<sup>32)</sup>」した文書であった。この文書が大きな契機となって「教育勅語」の起草が進められていくことになるが<sup>33)</sup>、青少年の軽躁浮薄の原因を単なる德育の不徹底に帰しているのではなく、次のような要因を挙げているのであった。

転シテ小学訓導ノ人ト為リヲ視ルモ師範学校ニ於テ得業スル所亦智育ノ一方ニ在リ殊ニ貧家ノ子弟ニシテ概ネ前述軽躁浮薄ノ風ニ浸染セル者其生徒タルカ故ニ小学訓導タル者亦概ネ年少軽躁ノ輩ニシテ往々恒心ナク一歳数校ヲ転勤シ重要ノ教職ヲ以テ一時糊口ノ業トナシ僅ニ智識芸術ヲ授ケテ其責ヲ塞キ漸ク奉職義務ノ年限ヲ経過スレハ忽チ其職ヲ辞シ専ラ名利ヲ博スル為メニ奔走スルモノ比々皆然ルカ如シ現今師範学校ニハ倫理ノ学科アリ小学校ニモ修身ノ学科アリト雖モ其教ハ和漢洋ノ道德ニ係ル言語論説ヲ取りテ之ヲ講説スルニ止マリ德育ノ主義未タ定マラス是ヲ以テ地方ニ依リ又教師其人ニ依リテ各々德育ノ流儀ヲ異ニスルヲ免レス況ンヤ小学校ニ師範学校ニ倫理修身ノ学科ハ僅々一週日間ニ一時間又ハ一時三十分時間ニ過キサルヲヤ是レ智育ノ一方ノミ進ミテ道義日ニ衰頹シ後進少年ヲシテ浮薄軽躁ノ風ヲ成サシメ身修マラス識見定マラサルノ少年ニシテ漫ニ放言横議ヲ事トシ天下ノ人心日月ニ潰裂シ狂瀾頹波將ニ滔天ノ勢ヲ成サントスルニ至ル所以ナリ然リ而シテ今日小学子弟ヲシテ此ノ如キ現況ニ陥ラシムル所以ハ德育ノ欠典ニ因ルト雖モ抑其原ク所ハ師範学校ニ在リ師範学校ニ中学校ニ其生徒ヲシテ滔々浮薄軽躁ノ風ヲ成シ天下ノ人心道義頹壞ノ勢ヲ成スハ抑亦由縁スル所アラン<sup>34)</sup>

すなわち、小学校はもとより、師範学校も知育偏重であるため、その生徒も軽躁浮薄の者が多くなってしまった結果、教員までが軽躁となり、その職責が十分に全うされていない現状が指摘されている。その上で、師範学校には「倫理」の学科があるにもかかわらず、和漢洋の道德を講説するに留まるものであり、「德育ノ主義」が定まっていないため、小学校では個々の教員による独自の教授がなされる状況にあることが言及されている。しかも、その「倫理」も週に一回の授業であれば道義が衰えていくことは免れないとして、今日の德育の問題の根本は師範学校の教育にあると強調されている。

以上のような批判は、先述した「尋常師範学校ノ学科及其程度」の教育課程の在り方を指して批判したものであったといえる。また、師範教育や「倫理」には、単なる知的理解に終始するのではなく、生徒自身の道徳性や人格を涵養することが期

31) 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、1971年、168頁。

32) 前掲『教育勅語成立過程の研究』、168-169頁。

33) 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』厚德社、1965年、137-138頁。

34) 前掲『教育勅語成立過程の研究』、168-169頁。

待されているように読み取ることもできる。この建議の提出以降、小学校や師範学校の教育の見直しは本格化していき、後述するように、小学校の「修身」、そして師範学校の「倫理」は大きな変革を遂げることになるのである。

## (2) 「第二次小学校令」における「修身」

こうして「徳育ノ主義」の一定を図るべく、1890（明治23）年10月、「教育勅語」が発布された。そして、その直前には「第二次小学校令」が公布された。「第二次小学校令」は、全8章、96条からなり、先の「小学校令」の改正ではなく、それを廃止したうえで公布されたものであった。第1章「小学校ノ本旨及種類」の第1条には「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」<sup>35)</sup>と小学校の「本旨」が、「道德教育及国民教育ノ基礎」ならびにその生活に必要な「普通ノ知識技能」を教授することと記された。同年11月、この「第二次小学校令」の第12条に基づいて「小学校教則大綱」が定められた。その第1条には、「第二次小学校令」の第1条の趣旨を踏まえた上で、「徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキナリ故ニ何レノ教科目ニ於テモ道德教育国民教育ニ関連スル事項ハ殊ニ留意シテ教授センコトヲ要ス」<sup>36)</sup>と「徳性ノ涵養」が「教育上最モ意ヲ用フヘキ」こととされた。そして第2条には学科の筆頭に挙げられた「修身」の内容は次のように示されていた。

修身ハ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ  
人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス  
尋常小学校ニ於テハ孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等実践ノ方法  
ヲ授ケ殊ニ尊王愛國ノ志気ヲ養ハンコトヲ務メ又国家ニ対スル責務ノ大要ヲ指  
示シ兼テ社会ノ制裁廉恥ノ重ンスヘキコトヲ知ラシメ児童ヲ誘キテ風俗品位  
ノ純正ニ趨カンコトニ注意スヘシ  
高等小学校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ拡メテ陶冶ノ功ヲ堅固ナラシメンコトヲ務ム  
ヘシ  
女兒ニ在リテハ殊ニ貞淑ノ美德ヲ養ハンコトニ注意スヘシ  
修身ヲ授クルニハ近易ノ俚諺及嘉言善行等ヲ例証シテ勸戒ヲ示シ教員身自ラ児  
童ノ模範トナリ児童ヲシテ浸潤薫染セシメンコトヲ要ス<sup>37)</sup>

こうして小学校の「修身」は「教育勅語」の趣旨に基づいて展開され、教授に際しては、「近易ノ俚諺及嘉言善行」などの例を引き、善悪を示すとともに、教員自ら模範となって児童を「浸潤薫染」することが求められたのであった。

35) 『発達史』第3巻、56頁

36) 『発達史』第3巻、95頁。

37) 『発達史』第3巻、95-96頁。

## (3) 「尋常師範学校ノ学科及其程度」の改訂による「修身」の登場

こうした小学校の教育政策の改変に伴って、1892（明治25）年7月、師範学校の「尋常師範学校ノ学科及其程度」が改訂された。第1条及び第2条で尋常師範学校の男子と女子の学科目が挙げられたが、そこには新たに「修身」が現れたのであった<sup>38)</sup>。そして第10条にて、「修身」の学科内容は次のように示されていた。

第一学年 毎週二時 教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キテ人倫道德ノ要領ヲ授ク  
 第二学年 毎週二時 前学年ニ準シ較々詳ニ人倫道德ノ要領ヲ授ク  
 第三学年 毎週二時 前学年ニ準ス 修身ヲ教授スル順序方法ヲ授ク  
 第四学年 毎週二時 前学年ニ準シ更ニ帝国憲法ノ要領ヲ授ク  
 修身ヲ授クルニハ躬行実践ヲ旨トシ徒ニ理論ニ偏セザランコトヲ要ス<sup>39)</sup>

このように「修身」は、「教育勅語」の旨趣に基づいて「人倫道德ノ要領」を授けるとともに、その指導法も授ける内容の学科であった<sup>40)</sup>。こうして新たに登場した「修身」とその教育課程と、先述した小学校の「修身」は「教育勅語」を共通の前提として改められた。ここに至って、初等教育と師範教育の一体化が施されたのであった。

なお、「修身」に続いて挙げられた学科は「教育」であったが、それは1年次に「教育史」（二）、2・3年次に「教育ノ原理」（二・三）、4年次に「教育ノ原理」と「教育法令及学校管理法」（合わせて二）、「実地授業」（十五）であった<sup>41)</sup>。

改訂前は「倫理」によって原理を、「教育」によって指導法を学習するある意味では分離型ともいふべき学科構成であったが、「修身」は原理と指導法を併せて学習できる統合型ともいふべき学科になったのであった。

ところで、第9条では、新規に尋常師範学校の要旨が設けられ、10項にわたって示されたが、第1項の「尋常師範学校ニ於テハ師範学校令ノ旨趣ニ基キテ生徒ヲ教育スヘシ」の後に、例えば、第2項の「精神ヲ鍛錬シ徳操ヲ磨励スルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素意ヲ用ヒシメンコトヲ要ス」や第3項の「尊皇愛國ノ志氣ニ富ムハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平

38) 『発達史』第3巻、598頁。なお、修業年限は男子が4年、女子が3年とされた。

39) 『発達史』第3巻、600頁。女子は各学年毎週「二時」とされ、内容は男子と概ね同様であるが、最後の一文が「修身ヲ授クルニハ殊ニ本邦女子ノ職分習慣等ニ注意シ貞淑ノ美德ヲ涵養センコトヲ要ス」と記されていた。

40) なお、第9条の第10項に「学科ハ規定ノ教科書ニ基キテ教授センコトヲ要ス」とされていたが、各学科の教科書を示す訓令等は管見の限り見出せない。ただ、「教育勅語」の発布直後からその内容を敷衍する解説書が多数発行されるが、1891（明治24）年9月、半ば公定の衍義書であった井上哲次郎『勅語衍義』が刊行された。本書は「師範学校・中学校等の修身教科書として使用された」（前掲『学制百年史』281頁）とあるように、本書をはじめとする衍義書が教科書の一種として用いられたと考えられる。

41) 『発達史』第3巻、601頁。（ ）内は授業時間数。なお、1894（明治27）年4月、「高等師範学校規程」が定められた。しかしそこには「修身」という学科はなく、関連する学科として「教育学」と「倫理学」があった。その内容は、尋常師範学校の内容を拡充したものと記された。同年10月には、「女子高等師範学校規程」が定められた。男子と同様に「倫理」と「教育学」があり、その内容は重複している。このように男女の「高等師範学校規程」では、「倫理」の名称のままであったが、それは当時の尋常中学校には「修身」の学科がなく、「倫理」が置かれていたためであったと考えられる。



素忠孝ノ大義ヲ明カニシ国民タル志操ヲ振起セシメンコトヲ要ス」、第4項の「規律ヲ守リ秩序ヲ保チ師表タルヘキ威儀ヲ具フルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素長上ノ命令訓誨ニ服従シ起居言動ヲ正シクセシメンコトヲ要ス」などが掲げられた<sup>42)</sup>。先述した建議では、師範学校の生徒の道徳性が問題視され、その改善が要請されていたが、このような項目を立て、師範教育全体で、生徒の「徳操」や「尊王愛国ノ志気」、「志操」を養い、「師表」となるべき人格を育成することが目指されたのであった。

なお、「尋常師範学校ノ学科及其程度」改訂の発表の同日には、文部省から省令が出され、改訂の趣旨が別に示された。まず冒頭では、「尋常師範学校教育ハ小学校教育ノ源泉ナリ」<sup>43)</sup>とした上で、「尋常師範学校教育ノ旨趣ヲ貫徹シテ小学校教育ノ旨趣ヲ誤ラサント欲セハ須ラク先ツ尋常師範学校ノ学科及其程度ヲ改正シテ該校教育ノ方針ヲ明カニシ益小学校ノ教育ト密接ノ関係ヲ保タシメ以テ好果ヲ取メンコトヲ期」<sup>44)</sup>して今回の改訂に至ったとされ、尋常師範学校の目的が適良な小学校の教員を養成することにあることから、「小学校教則大綱ヲ尋常師範学校ノ学科及其程度ニ附帯シタル一種ノ教則ト看做シ其旨趣ニ副ハンコトヲ務メサルヘカラス」<sup>45)</sup>というように、師範学校と小学校の各々の教育課程の接続を図る目的であることが明記されている。

そして今回の改訂の要点が掲げられるが、その一つにこれまで「倫理」であった学科名称を「修身」という学科名称に改変した理由が、次のように示されている。

従来師範学校ノ倫理ハ動モスレハ之ヲ倫理学ヲ授クル学科目ト誤解シ学理ノ講究ヲ以テ主眼トスルノ恐ナキニアラサリキ抑モ学理ノ講究ハ高等学校ノ専攻ニ属シ尋常師範学校ニ於テハ本邦ノ道徳ノ方針即チ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キ徒ニ理論ニ馳セス専ラ躬行実践ヲ目的トシテ人倫道徳ノ要領ヲ授クルヲ以テ主眼トセサルヘカラス是レ「倫理」ヲ「修身」ト改メタル所以ナリ<sup>46)</sup>

このように師範学校の「修身」は、学問としての倫理学の理論的な学習のみではなく、あくまで「人倫道徳」を教授するための実践的な学習を主眼とすることが示されている。「修身」をはじめとする師範学校の各学科は、こうした「学理ノ講究」よりも「躬行実践」に力点を置くべきものであるとする方向性は、「教育勅語」の発布に法制局長官として深く関与し、この直後の1893（明治26）年3月より文部大臣に着任する井上毅が強調していたところでもあった。井上は、かつて文相であった森が師範教育の目的は高尚な学理の研究ではなく、教育に熱心な教員を養成することにあると語った言葉を金言と評価し、自ら着任後には教員としての心得を明示するなどしながら、この改訂の趣旨と方向性を堅持していったのである<sup>47)</sup>。

42) 『発達史』第3巻、599-600頁。

43) 『発達史』第3巻、621頁。

44) 『発達史』第3巻、621頁。

45) 『発達史』第3巻、621頁。

46) 『発達史』第3巻、627頁。

このように尋常師範学校の「修身」は、「教育勅語」という枠組みの中で、その原理と指導法を学習する学科としての役割を課されて登場した。それは別言すれば、小学校の「修身」のための学科ともいうべき内容であった。

こうして明治政府と文部省は、師範学校と小学校の学校制度及びその教育課程を整合させることによって、「教育勅語」体制を強化していくのであった。

### おわりに ―「倫理」と「修身」の学的性格

以上のように、「師範学校令」期における尋常師範学校の教育課程には、当初は「修身」という学科は存在せず、それに関連した学科として「倫理」があったが、「教育勅語」の発布を契機として、「倫理」に代わって「修身」が登場した。それはここまで明らかにしてきたように、単に学科の名称変更にと留まらず、その教育課程や内容を変えるものであった。

「倫理」は道徳や倫理の本質的探究を骨子とした学科であり、「教育」が実際の小学校の「修身」の指導技能修得の一端を担っていた。

一方で、「修身」は一見本質的探究と指導技能修得の併存した学科であったが、ここでの本質的探究はあくまで「教育勅語」というモラルコードの枠組みから逸脱しない範囲内でのものを意味した。それゆえ、「修身」は「何が」道徳かという本来の意味での本質的な思索は求められず、あらかじめ設定された道徳の徹底的な理解とそれを「如何に」教授するかという方法論的な関心によるものであった。

「師範学校令」期の「倫理」と「修身」の学的性格の特質と、「倫理」から「修身」への学的性格の変容は、以上のように描出し得るものであったといえよう。

今後は、1897（明治30）年の「師範教育令」の公布以降、「修身」の教育内容や学的性格がどのような変容を遂げるのか（否か）、小学校の「修身」の教育動向を含め入れて検討し、その実態を明らかにしていく。

#### 執筆者紹介

江島 顕一（えしま けんいち） 麗澤大学経済学部准教授、慶應義塾大学大学院社会学研究科教育学専攻後期博士課程単位取得退学、『日本道徳教育の歴史 ―近代から現代まで』（単著、ミネルヴァ書房、2016年）

---

47) 井上のいう教員としての心得や資質の内実については、例えば野口俊名『文部大臣井上毅における明治国民教育観』風間書房、2001年の「第五章 文部大臣井上毅における教員養成観」を参照されたい。